

原発賠償に関する知っておきたい大事なポイントの解説と、日々の生活で問題が起きた際に迷わず対応するための予備知識をお伝えしていくコーナーです。

いつかためになる 法律知識

Vol.12 連帯保証人2



弁護士 井上 航

産業・賠償対策課 主幹
(所属: 第二東京弁護士会)

中小企業や個人事業主の借り入れについて家族や従業員が連帯保証人となり、事業破綻に伴い多額の返済を求められて破産する事例は少なくありません。連帯保証人無しで借り入れをすることは困難であり、「保証人にだけはなるな」と言われても仕方なく引き受けてしまった、という方も多いでしょう。

民法大改正に向けた議論では、事業者の借り入れに対する経営者以外による個人保証を禁止する意見が出ています。他方、条件を厳しくして存続すべきという意見もあるようです。

時効は人それぞれに進行するのが原則です。しかし、例外の二つとして借主と保証人の関係が挙げられます。借主について時効の中止（裁判上の請求・差押等・債務の承認）があると、保証人にもその効力が及びます（民法457条）。例えば、従兄弟が引越しの直前に支払い約束の念書を差し入れていた場合、借主による「債務の承認」となり、保証人である相談者の方にとつても時効が中止することになります。

何事もなく年月が経過しても、知らないところで時効が

相談はこちらまで

■福島県弁護士会 原子力発電所
事故被害者救済支援センター
TEL 024(533)7770
*受付時間(平日 10時~15時)

- 震災法テラスダイヤル
☎0120(078309)
 - *受付時間（平日 9時～21時、
土曜日 9時～15時）
 - *福島市・二本松市・双葉郡広野町
に相談できる事務所があります。
県外の法テラスも紹介してもらえ
ます。

問 産業・賠償対策課 賠償支援係
電 0243(62)0167

Q 10年以上前に従兄弟から
「農機具をローンで買う
ので保証人になつて欲し
い」と頼まれて連帯保証人
になりました。その後、従
兄弟は農機具を知人に譲つ
てどこかに引っ越しました。
た。今まで私には一度も請
求がなかつたのですが、先
日金融機関から突然ローン
未払い分に通常利息と遅延
利息の支払いを求められま
した。これだけ時間が経て
ば時効で払わなくてもいい
のでは?

A 借主である従兄弟の方について消滅時効が完成している可能性があり、相談者の方へお尋ねになりますと、Q 前の質問の続きです。金融機関から請求を受けたので、分割で支払う約束をしました。その後、従兄弟に連絡が取れたのですが、10年くらい前を最後に返済しておらず、それからは金融機関と交渉もなく、裁判や差押えなども受けていないとのことでした。それでも保証人の私は支払わなくてはならないのでしょうか。

相談者の方による分割支払いの約束は債務の承認として時効の中斷になりますが、借主には影響が及びません。そして、借主について時効の中斷がなく時効が完成していれば、保証人もその時効を援用して支払いを拒否することができます。分割払いの約束をした後でも可能です。注意しなければならないのは時効の期間です。銀行などの会社であれば5年で時効が完成しますが、JAなどの組合や信金などの一部金融機関については時効期間が10年となる可能性があるので注意が必要です。

中断していたということもあるので、専門家に相談するなどして注意深く行動しましょう。

も支払いをしなくていいかもし
れません。